新 城 市 議 会

厚生文教委員会

令和6年3月14日(木曜日)

厚生文教委員会

日時 令和6年3月14日(木曜日)午後1時30分 開会 場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 議案の審査

第9号議案「質疑・討論・採決」第10号議案「質疑・討論・採決」第11号議案「質疑・討論・採決」第12号議案「質疑・討論・採決」第13号議案「質疑・討論・採決」

2 請願の審査

第45号議案

請願第1号

小中学校給食の無償化等を求める請願書 「説明・質疑・討論・採決」

請願第2号

これ以上の産業用太陽光発電施設を望まない宣言の請願書

「説明・質疑・討論・採決」

「質疑・討論・採決」

出席委員(6名)

委員長 鈴木長良 副委員長 カークランド陽子

委員 今泉吉孝 浅尾洋平 柴田賢治郎 山田辰也 長田共永

中西宏彰 丸山隆弘

欠席委員 なし

参考人(請願第1号)

学校給食を考える新城市民の会 共同代表 浅尾えいこ氏

補助人(請願第1号)

学校給食を考える新城市民の会 共同代表 森田公代氏

参考人(請願第2号)

新城横川の未来を考える会 代表 星 洋輔氏

説明のために出席した者

市民協働部、健康福祉部、教育部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 高橋加奈

開 会 午後1時30分

〇鈴木長良委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会します。

これより、13日の本会議において本委員会に付託されました第9号議案から第14号議案まで及び第45号議案の7議案並びに請願2件について審査します。

7議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑 に入ります。

最初に、第9号議案 新城市国際交流基金 の設置及び管理に関する条例の一部改正を議 題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

国際交流基金に関わる一部改正ということで理解はいたしますが、簡単でいいんですが、主な改正内容を伺いたいというのが1点と、あと、具体的にどのような事業というのに使えるようになるのか、そこら辺の位置づけ等教えていただきたいと思います。

〇鈴木長良委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 まず、1点目の内容ですけれども、令和6年4月から新城市多文化共生推進プランを5か年で実施していくことから、このプランについて計画的、安定的にプランを推進していきまして事業を遂行する必要があることから、庁内各課と調整させていただきまして、この基金の一部改正をさせていただきたいとお願いするところでございます。

外国人の市民が既に増加してるということは御存じのとおりなんですけども、これが喫緊の課題となっておりまして、多文化共生プランを策定することによってそこの事業を第一義的に力を入れていきたいというところがありますとともに、今後、この国際関連業務についても幅広く実施していきたいといった

ところでございます。

2点目のどのような事業かといったところでございますが、本会議第1日の予算・決算委員で答弁をさせていただいたところで、この算出の根拠といったところにも当たるかと思うんですけれども、5か年を基に計算しておるというような説明をさせていただきました。多文化共生事業とニューキャッスル会議共同声明事業だとか、あるいは多文化共生事業と、そうですね、今申し上げましたニューキャッスル関係の事業、あと国際交流協会に関する補助金等に充てる経費になります。

以上です。

〇鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。多文化共生 の5か年計画を組み込む理由という形で理解 ができました。

あとちょっと1点、自分の中で整理がつい てないところを教えてもらいたいんですけど、 今まで国際交流というのがメインの基金、残 高が5,623万円ですかね、そこら辺があると いうことで、この流用というか、使えるよと いう形を広げるんだと思うんですが、今回新 しくこの多文化共生というジャンルが入って くるという僕はイメージなんですけど、そう いったこの違い、今まで国際交流でやってき たフィールドがあったと思うんですが、さら にプラス、多文化共生というのが入ってくる きっかけというか、その違いというのは具体 的にどういったことが近年の情勢の中で出て きた、そこを組み込まざるを得なくなったと いうような事例等があったんだろうと私は推 測するんですが、そこら辺の今までの国際交 流、プラス、今回は多文化共生というふうな ジャンルを入れたという、この違い等が分か ったら教えてください。

〇鈴木長良委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 今まで交流基 金のほうは確かに使っておったんですけども、 この中においても、多文化の事業については ここから使わせていただいておったところが あります。

今回、先ほど申し上げたとおり、令和6年度から課題となっている多文化共生事業をメインに推していきたいというのか、進めていきたいといったところで今回、名称を変えさせていただいて、基金を準備させていただきたくお願いしたところでございます。

〇鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。 山田委員。

〇山田辰也委員 多文化共生というそういう 時代になってきたと思うんですが、今までニューキャッスル会議とかいろんなものと関連 性が先ほどの説明で分かったんですが、主に 使われる目的の中は、新城市に在住されてる 外国人に、そういうふうな一部のものなのか、 それとも全体的に今後いろんな外国の方が入ってくるというそういう方を対象として考え ておられるでしょうか。

〇鈴木長良委員長 牧野市民自治推進課長。

〇牧野賢二市民自治推進課長 プランを推進 していくためには、まず基本は在住といった ところがメインになるんですけども、行く行 くは入ってくる方も、新たに含めて考えてお るところでございます。

〇鈴木長良委員長 山田委員。

〇山田辰也委員 国際化は、私も認めるところなんですけど、埼玉県のほうではクルド人が集まって、日本人に対するかなり強い言い方をしてたり、そういうことも今後考えられることもあるもんですから、外国人勢力がたくさん来るというのは少し脅威なところも感じているんですよね。

それで、豊川市とか豊橋市がやってるいろんな料理の交流とかいろんな楽しい交流ならいいんですが、なかなかそこだけではない問題点もあるかと思います。

それで、主に新城市でどのようなイベント とかそういうことを、日本語の勉強会とか料 理とかやってると思うんですけど、どの辺り に力を入れていくものでしょうか。

〇鈴木長良委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 多文化共生推 進事業というのは、多様性、個々の尊重といったところが主なところになってくると思い ます。先ほど申し上げたとおり、これまでも この事業、それじゃ全くやってないのかとい うとやってきたところもありまして、市の市 民自治推進課でやっているところもあります し、国際交流協会へ委託してお願いしてやっ ておる内容もございます。

どんな内容をやってきたかといいますと、 日本語の初期日本語教室、初めての日本語教室とか、全く日本語が分からない方に日本語を習っていただいたりだとか、あるいは、先ほど言っていただいたみたいに料理のほうはちょっとないんですけれども、交流のイベントだとか、ミニリンピックといって小さい子から大人まで集まりながら、文化の違いを感じながら、ミニリンピックですね、体を動かすような交流だとか、そういったこと等やっておる状況です、一例ですけれども。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありません か。

カークランド委員。

〇カークランド陽子委員 これ、多文化共生 と国際交流という2つの事業に使うというこ となんですけども、これ2つは、ずっと並行 して続いていくのか、取りあえず来年度は、 ということなのか、明確な違いというかそう いうのはあるのかなと思って、教えてくださ い。

○鈴木長良委員長 牧野市民自治推進課長。 ○牧野賢二市民自治推進課長 国際交流と多 文化というのは、字が違いまして、全く違う ようなものにも見えるんですけども、実際の ところは、なかなか中のほうをのぞいていく と関連性がある内容だと思っておりますので、 並行していくものではなく、行く行くは多様 性を認めながら、外国のことを知ったりだと か、また交流することによってお互いを知り 合うというようなことがあるのかなと思いま すので、並行をたどるものではないと考えて おります。

以上です。

- **〇鈴木長良委員長** カークランド委員。
- **〇カークランド陽子委員** そうしますと、今は窓口が2つに分かれてて、それぞれ違った目的の事業というか、重なる部分もあるということではあるんですけども、2つに分かれてる意味というか、そこは何か使い分けというのがあるんでしょうか。
- **〇鈴木長良委員長** 吉林市民協働部長。
- ○吉林和久市民協働部長 基金が2つという ことで、事業がですかね。

事業も、今も別に2つに分けているわけで はなくて、国際交流というものは、どちらか というと今まで行ってきた外国の方との交流 というのがメインでやってた。だけど、その 中でやっぱり多文化共生の中で、例えば、ブ ラジル人の方が受付におっていただいて御案 内させていただいた。どちらかというと、そ れは多文化共生なんですけども、基金として は1本の国際交流基金のほうを充当してやっ ていた事業でありましたので、もともとそれ ぞれ同じ基金を使ってやっとったにもかかわ らず、その辺りが明文化されてなかったです。 どちらかというと国際交流というイメージよ りも多文化共生という意味合いのほうが強い かなと最近感じていたとこでもありますし、 また多文化共生プランが今度4月1日から施 行されて5年間計画でやっていきますので、 これを実効性を担保するためと、あとは多文 化共生というところを明文化してやっていき たいと、そういうことで始めていくというも のでございます。

- ○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
 「発言する者なし」
- ○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。 質疑を終了します。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

[「発言する者なし]

〇鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第9号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

次に、第10号議案 新城市子ども医療費の 支給に関する条例の一部改正を議題とします。 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になってます第10号議案 新城市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正なんですが、簡単にというか、主な内容を伺いたいと思うのと、いつから行う予定なのか、そこら辺のスケジュールも教えてください。

〇鈴木長良委員長 河口保険医療課長。

〇河口昌和保険医療課長 まず、内容につきましては、子どもを産み育てる環境づくりの推進と、あと子育て世代の経済的支援を確保するため、現在15歳に到達します年度末までの通院医療費の無償化を、令和6年10月1日から18歳に到達する年度末までに拡大しまして、これまでの入院費の助成と合わせて無償化し、子どもの健全な育成と福祉の増進を図っていきます。

スケジュールとしましては、まず年齢拡大に係るシステムの改修と、対象者に対する周知、申請案内の申請書の受付と必要となる受給者証の発行など事務作業をしまして、9月に対象者に受給者証を交付しまして、施行日を10月1日としております。

以上です。

- 〇鈴木長良委員長 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** 分かりました。18歳の通院 費の無料化ということで、大変、私は評価し ますし、よかったなと思っております。

喜ばしいことではあるんですけど、対象者 数というのは大体何人を、影響数というのは 分かるんでしょうか。

- 〇鈴木長良委員長 河口保険医療課長。
- **○河口昌和保険医療課長** 対象者数の見込み としましては、令和6年度1,081人を見込ん でおります。

以上です。

- 〇鈴木長良委員長 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** ありがとうございます。この条例を改正することで、1,081名の方が通院費無料ということでいいんではないかと思うんです。

ですが、正直な話、もうちょっと早くやっ てほしかったなっていうところも伝えさせて もらいたいんですが、やっぱり、今年、高校 卒業する親御さんの話とか聞きますと、半年 でも早く前倒しでやっていただければ少しで も恩恵を受けれたのにというふうな声もあり ますし、豊川市さんだったら、前も途中から やったということもありますので、やっぱり、 この線引き、本当難しいとは思うんですが、 なるべく恩恵を受ける今の現役の高校生の方 の親御さん、また子どもにも無償化という恩 恵を受けてあげれたら、ありがたかったと思 うんですが、もうちょっと早く、これ半年で も前倒しをやろうというようなスケジュール 感なかったのか、今、非常に憤慨する声もあ りますので、そこら辺のお母さんの思い、受 け止めながらもうちょっと早くできなかった のかなと思うんですが、そこら辺、状況を教 えてください。

- 〇鈴木長良委員長 河口保険医療課長。
- **○河口昌和保険医療課長** こちらの事業につきましては、他市町村のほうも現在行っております。うちのほうもいろいろ検討しました

が、国の動きも今年度ありまして、それを見 据えてうちも動き出したという感じなので、 さらに先ほど申しましたようにシステム改修 とか、あとはその辺の事務作業につきまして も時間がかかりますので、どうしても施行日 が半年後ぐらいになる予定でございます。

以上です。

- ○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。 カークランド委員。
- **〇カークランド陽子委員** これは、ちなみに どのような目的、どのような課題を解決する ためにする変更なのか教えてください。
- 〇鈴木長良委員長 河口保険医療課長。
- **○河口昌和保険医療課長** 先ほども申しましたが、子どもを産み育てる環境づくり、あとは子育て世代の経済的な支援を考えております。

以上です。

- **〇鈴木長良委員長** カークランド委員。
- **Oカークランド陽子委員** 無償にするという のは、なかなか市民の依存度を増してしまう というような弊害もあるんじゃないかなと思 ってて、慎重にやったほうがいいんじゃない かなと個人的には思ってます。

私が住んでたイギリスでは、医療費の負担がゼロでした。そのためもあってか、医療が 逼迫しまして、医療の制度が本当に崩壊しつ つあるというかそんな現実もあります。

あと、知ってる周りのお母さんとかでも、 無料だから行くと言って、結構、過剰な治療 を求めている方なんかも中には、みんなじゃ ないと当然思いますけども、いらっしゃいま すので、そういったことも念頭に、何かそう いったところも防げるような対策もしていた だけたらいいなと、本当に必要な方のところ に行き届くようにしていただきたいと思いま す。お願いです。

- **〇鈴木長良委員長** 丸山委員。
- **〇丸山隆弘委員** 質疑の中でちょっと確認したいことが2つあります。

1つは医療費、1人当たりの医療費、大体 どのぐらい想定されているのか。高学年にな ればなるほど、どういう動向があるのか。多 分そういうのを察知された中での状況かなと 思うんですが、その辺のところをちょっとお 聞きしたいということと、もう1点は、先ほ ど少し言ってみえた国の動きはどのような状 況で、今のところ推移されとるのか、この2 つをお願いします。

- **〇鈴木長良委員長** 河口保険医療課長。
- ○河口昌和保険医療課長 すいません。1人 当たりを出してないもんですから、令和6年、 総額通しまして、811万1,824円を予定してお ります。

国の動きとしては、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、こども・子育て政策の強化についてということを発表しております。 子育てに係る経済的支援の強化で、子ども医療費の助成についても、それに合わせて国民健康保険の減額調整というのがありまして、それが廃止されるということで、今後子どもにとってもよりよい医療ができるかと思っております。

以上です。

- 〇鈴木長良委員長 丸山委員。
- ○丸山隆弘委員 1人当たりの医療費、資料がないということでありますので分かりますけれども、大体高学年になっていけばいくほど、病気そのものの費用というのは、段々低下していく傾向なのかな。それとも上がっていくという傾向なのか、その辺のところ、多分、下がっていくのかな。けがをする場合は多分多いかも分からんですけど、あと入院のほうは、前回もう改定していただいたもんですから分かりますけど、そういう動向、どのようにつかんでみえるのか。800万円と言われたもんですから、そう大きな額ではないのかなとも思うんですが、その辺の見方というのは、今、私が言ったこと正しいですかね。間違っておれば、逆ですよと言っていただけ

ればいいんですけど。

以上です。

- **〇鈴木長良委員長** 河口保険医療課長。
- **○河口昌和保険医療課長** ただいま丸山委員がおっしゃられるとおりだと思いますが、現在、柔整によりますと、やはりけがと、あとは捻挫とか、そういう分についてはちょっと高学年になるほど多いかなということです。

たまたまコロナの関係とかインフルエンザの関係をちょっと調べましたところ、未就学児は意外と少なくて小学校に上がった子につきましては結構増えている状況でした。

〇鈴木長良委員長 城所健康福祉部長。

○城所克巳健康福祉部長 医療費の関係ですけど、カークランド委員、言われたように、今回、無料化ということになると、もちろん 医療費自体が増えてくるということがあります。過去に、厚生労働省のほうがいろいろ調査しておりまして、無償化することによって、例えば通院医療費については3%から5%ぐらい、今、例えば3割負担の方が無料になることによって増えるというのを厚生労働省が発表しております。

ですので、市としても市のホームページとかで、やっぱりその適正にかかっていただくというようなことは十分周知していく必要があるのかなと思っております。

〇鈴木長良委員長 委員の皆さんに申し上げます。

内容的に、予算の関係に入っていかないよ うに、十分質疑を注意していただきたいと思 いますのでよろしくお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと途中だったんであれですけど、今回の無料化というのは、厚生文教委員会から予算要望でも、18人の議員が全部了承した通院、入院費無料化してほしいという予算要望を踏まえてのこういった実現に、当局もしていただいたというふうな私は

認識はしているんですが、その点も含んでい るのかというのが、確認したいことの1点と、 あと先ほど線引きについて、保護者からもつ らいという話をさせてもらったんですが、や っぱりこれを望んでいるお母さん方はいたわ けです。子どもが卒業してしまうということ で、急いでいろんな手術だとか、通院が無理 なもんですから入院費だけでも、そういう病 気だとかそういった疾患があったら、もう全 部そこで済ましちゃおうといって、3月中に 急いでやったっていう話も聞かれて、今度は それも全部、通院も無料なんだ、いいねとい うふうなつらい思いも聞いたもんですから、 そういった線引きでつらいと思ってる方もい るんだというようなこともちょっと頭に入れ ていただいて、その認識を伺いたいと思いま す。

その2点だけ教えてください。

- 〇鈴木長良委員長 河口保険医療課長。
- **○河口昌和保険医療課長** 今、委員さんが言われたとおり、要望もあるということで今回の無償化をやっております。

今回この令和6年10月1日から始めることで、その辺のお母さんたちの気持ちも十分は認識はしておりますが、一応こちらの事務を行うに当たって、ちょっと作業の時間がかかるということで10月1日という形になっております。

- 〇鈴木長良委員長 柴田委員。
- ○柴田賢治郎委員 本案件は、18歳に到達後の年度末ということで、8月に18歳になる人はその年、年度末、次の4月まではということなのかなとは思うんですけど、その辺って、過去にもこういうこともあるのかと思いますけど不公平とかそういう言葉というのは、特にどう理解すればいいか。
- **〇鈴木長良委員長** 城所健康福祉部長。
- ○城所克巳健康福祉部長 言われるのは、 18歳と、例えば18歳1か月とかそういう意味 の差があるということですかね。

市としては、取りあえず学年で分けさせて もらったというのが今回の改正です。

- **〇鈴木長良委員長** ほかに質疑ありませんか。 [発言する者なし]
- **〇鈴木長良委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第10号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

次に、第11号議案 新城市国民健康保険税 条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております新城市国民健康保険税条例の一部改正についてお聞きいたします。

まず、主な内容を聞かせていただきたいというのが1点と、あと値上げをされる率と、値上げになった場合のこの対象となる人数、こちら3点、伺いたいと思います。

- 〇鈴木長良委員長 河口保険医療課長。
- ○河口昌和保険医療課長 今回の値上げにつきましては、愛知県の事業費納付金が1人当たりの医療費が増加したことによりまして事業費納付金が増加したということと、あとは新城市の保険税率のほうが、県の示しております市町村の標準保険税率よりかなり低いということもありまして、今までその分につきましては基金を使って対応しておりました。

このまま基金を活用していっても、今後、

基金がなくなり急激な値上げになること、また県のほうも保険税率の統一も見込んでおりますので、そちらのほうに対応するために今回の引上げとなっております。

今回、引上げする率でございますが、税率 につきましては、医療、支援、介護分それぞ れ区分がありまして、それぞれの所得割のほ うを引上げをいたします。それぞれの均等割、 平等割については据置きとさせていただきま す。

まず、医療のほうの所得割が現在5.7%を6.3%へ、支援分につきましては2.1%から2.3%、介護分につきましては1.7%から1.8%にそれぞれ値上げをいたします。

影響のある人数なんですが、人数が見込みで、全部で8,650人のうち影響のある人が5,700人と見込んでおります。

以上です。

〇鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 基金の枯渇、また、県の一 律化というか、そういった見通しで値上げと いうことで理解をいたしました。

こうした値上げが必要だよという内容なんだと思うわけでありますが、こちらのほうは資料によりますと、平均1人当たり5,143円値上げになるのかなと思いますが、その数字でいいのか、これって年間、そのぐらい上がるのか、月それぐらいあるのか、そこら辺の内訳等教えていただきたいと思います。

- 〇鈴木長良委員長 河口保険医療課長。
- **○河口昌和保険医療課長** 金額につきましては、年間5,143円、1人当たりの平均で上がる予定です。
- 〇鈴木長良委員長 浅尾委員。
- ○浅尾洋平委員 年間平均このぐらい、 5,143円上がるよということでありますが、 あと状況をお伺いしたいんですが、こういっ た人口が減っていく、医療費が高齢化によっ て上がってくということで、運営がいよいよ 健康保険税も含めて厳しくなると理解をする

わけでありますが、こちらのほうは同じく豊川市とか豊橋市、田原市とか近隣自治体あると思いますが、そこら辺のやっぱり新城と同じように値上げするのかどうなのかというところがもしも分かれば教えていただきたいと思います。

- 〇鈴木長良委員長 河口保険医療課長。
- **○河口昌和保険医療課長** 東三4市のほうに も確認はしております。

どこも、今の状態では、県のほうの保険税率の統一等も見据えて値上げを検討しているとは伺っております。

- 〇鈴木長良委員長 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** 最後にしますけど、こういった大変厳しい状況で値上げ、どこもかしこもされるよということだと思います。

その中で、こういった値上げ、電気代とかも水道も上がってくという状況もあるわけですけど、この影響される5,700人の方も含めてですが、そういった市民へのこうした方向転換、また値上げするよという説明会等はされたのかどうか、各地域、周知を今している段階があるのかどうか、そこら辺、教えてください。

- 〇鈴木長良委員長 河口保険医療課長。
- **○河口昌和保険医療課長** こちらの周知はしてはおりません。

国保の運営協議会の中では、被保険者代表 の方も見えますので、そちらの方にいろいろ 意見をお伺いして、今回の引上げとなってお ります。

周知につきましては、広報紙、あとはホームページで周知をなるべく早く図っていきたいと考えております。

- **〇鈴木長良委員長** ほかに質疑ありませんか。 カークランド委員。
- **〇カークランド陽子委員** 先ほど、値上げの ことを広報で周知してくださるということだ ったんですけども、やはり市民の皆様にもな ぜ値上げしなければならなくなったのか、と

いうことをしっかり理解していただけるよう に御説明いただくのと、医療費がやっぱり上 がってる、1人1人の医療にかかる金額が上 がってるということが原因だと思いますので、 そういったところも御理解いただけるように、 そして同時に、健康管理というかそういった ことも大事だよというような啓発というか、 そういったこともやっていただけるとありが たいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

- 〇鈴木長良委員長 河口保険医療課長。
- **○河口昌和保険医療課長** 今、委員のおっし やられたとおり、その辺の内容を載せて周知 を図っていきたいと考えております。
- ○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありません か。

柴田委員。

〇柴田賢治郎委員 すいません。先ほどちょっと聞き逃したかもしれませんけど、現状では、他市と比べて基金の活用により一番低い保険税ということでよかったでしょうか。

先ほど説明の中では何か、基金の活用により低く抑えてあるというような説明だったように聞こえてしまったんですけど、そのとおりでよかったのか。

- 〇鈴木長良委員長 城所健康福祉部長。
- ○城所克巳健康福祉部長 一番低いと言われるとあれですけど、令和2年から基金を投入して税率を抑えて、今来てますので、一番低いかと言われるとそうでもないですけど、調定額で見ると、県内では低いというふうな順番になっております。

ただ、国保税って所得で計算する分もある ので、一概にどこを比べて低いというとちょ っとまた違いがあると思います。

- 〇鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。 〔発言する者なし〕
- ○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。 質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第11号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今、市民の苦しい生活の中、物価高の中で 今回、国保税の5%の引上げをするという内 容になっております。

いろんな社会情勢を考慮すると、今こういったいろんな負担が、市民にとっては容認できるものではないと考えています。財政の状況、また人口減少、高齢化による県の運営が厳しいというのは分かるわけではありますが、やはり最も重要なのは、市民への説明と御理解があってこそだと思っております。

そういう意味では、今のところ、協議会だけで、市民に周知という形はまだ取られていないということでありますので、そういった点で理解を求めることが先決だと思い、反対といたします。

- **〇鈴木長良委員長** ほかに討論ありませんか。 柴田委員。
- ○柴田賢治郎委員 さっきの話の中で、今までの努力というのも大変、垣間見られる中で、 受益者負担をお願いせざるを得ないタイミングであるということを理解いたしました。

これで決まることによって、周知のほうも動けるということを理解しておりますので、 その辺、今日の議論を踏まえて、しっかりと 周知をしていただきたいと思います。

よって、賛成といたしたいと思います。

- ○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇鈴木長良委員長** 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより第11号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

第11号議案は原案のとおり可決することに

賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、第11号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案 新城市特定教育・保育 施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正を議題とします。 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 第12号議案の内容を主に聞 かせていただきたいと思います。

2つ目には、このIT化を進めるということの内容だと思うんですが、具体的にどういった保育現場が変わっていくのかどうか、そういった見通しも含めて、教えていただければと思います。

- **〇鈴木長良委員長** 中山こども未来課長。
- 〇中山恭成こども未来課長 この特定教育保育施設及び特定地域型保育事業というのは、 今年度も度々条例の改正で出てまいりましたが、認定こども園、それから小規模保育事業所のことでございます。

今回、2つの項目の改正があるんですが、 今、浅尾委員言われたように、最近のデジタ ル化によって変化するものでございます。

そのまず1つの改正第23条に掲示というものがあります。これは保育所におきましては、重要事項等、保護者にこういった決まりだよという事項が記載してある書類等があります。これについては、保育所に掲示しなければならないという今までの条例でございましたが、今言われるように、デジタル化が進んだもんですから、それを保護者の方、インターネット等を通じて閲覧できるようにすると、それが第23条でございます。

もう1つ、第53条がございます。こちらは 電子記録媒体のことを言っておりますが、こ れにつきましては、国、県、市、いろいろ報 告や提出物等におきまして、その書類のやり取りだけではなくて、今回、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他という条文がございます。これは、その記録媒体の種類を仮に載せてあったということで、今はこれ以外にいろんな種類の記録媒体があるもんですから、それを包括した形で電磁的記録媒体というように改めるものでございますので、それで今後、提出、交付等のやり取りをしていくというものでございます。

2問目の現場の変化ということでございますが、これにつきましては、今、後段で言ったところは国、県、市のやり取りでございますので、特に、保育現場では変わりはありませんが、前段で言わさせていただいた掲示、これについては各保育所、ホームページ等でしっかり規定、決まり、重要事項等は載せて、誰でも閲覧できるようにするということが変化になってまいります。

- ○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
 〔発言する者なし〕
- 〇鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

〇鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

次に、第13号議案 新城市病院事業の設置 等に関する条例及び新城市水道事業、工業用 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条 例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

〇鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第13号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

次に、第14号議案 新城市水道事業給水条 例及び新城市水道事業に係る布設工事監督者 の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理 者の資格基準を定める条例の一部改正を議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

〇鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第14号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

次に、第45号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第45号議案 財産の取得について伺いたいと思います。

1,661万円余の財産の取得ということだと 思いますが、主な内容を伺います。

〇鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回、取得をさせていただきたいと計上してありますのは、調理場内で調理に必要となる用具類の取得でございます。

具体的には、まな板やざる、あとは切裁した野菜などを次の調理工程の部屋に移すための大型のかご、また、大型のひしゃくや食材をかき混ぜるための大型のしゃもじなどの調理に使用する道具、また、あとはスチームオーブンで使用するスチームオーブンの中に入れるトレー類などの調理場内の道具類を取得するものです。

以上です。

〇鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 センターで使う調理器具だ ということで理解をいたしました。

そんな中で、まな板はじめ115種類2,229点 ということで、たくさんのものを買い換える という、買い換えるというかあるんだなとい うことで理解をしました。

そこで、まな板だとかいろんな菜箸だとか そういったものも入ってるのかなと思います が、今現在、各学校で使えるものがそこでリ サイクルというか、使えるものは使っていく っていうふうな考えでこの財産の取得は組み 立てているのか、そういうリサイクルもある よというものがあるのか、それとも全部一式 新調しますよというものなのか、そこら辺、 状況を教えてください。

〇鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 自校のものをリサ

イクルして持ってくるというよりも、共同調理場の中で使うものを新たに更新をするものです。

以上です。

- 〇鈴木長良委員長 浅尾委員。
- ○浅尾洋平委員 自校のものを使うものでは なくセンターのもので使うものということだ と思いますが、センターの中でも使えるもの は、自校の中でも使ってるものが利用できる ものがあるんじゃないかと思います、 2,229点あるわけですから、調理器具の中で。 そういったリサイクルをしていくということは考えなかったのか、そこら辺はどうでしょうか。
- **〇鈴木長良委員長** 菅野学校給食課長。
- ○菅野裕也学校給食課長 自校で使っております調理道具につきましては、各学校で現在購入して対応しております。そうしますと、購入履歴も明確ではございませんので、その買った用具の持つ機能性が分からない状況がございます。

例えば、共同調理場のでいきますと、大型の熱風消毒の機械で長時間にわたり消毒して、次の日に備えるわけなんですけれども、そういった機械の中に現在、自校用として購入した調理道具が耐えれるかどうか不明でありますし、また、そういったものを使って劣化してしまった場合に最悪、異物混入の可能性を引き起こすことも想定されます。

また、保健所の方に少しお話で聞いたんですが、自校で今現在、ざるを使って調理もしておりますが、そういった網目状のざるは、網目がほどけまして、金属が一部切れて食材の中に混入してしまうリスクがあるので、そういったものはなるべく使わないようにしていただきたいというお話も伺っておりますので、自校のものを持ってくるというよりは、共同調理場の中で異物混入をさせないというリスクを排除したいというところで更新をするものです。

以上です。

- 〇鈴木長良委員長 浅尾委員。
- 〇浅尾洋平委員 分かりました。

とはいえですが、自校で使えるざるだとか、 まな板とか菜箸だとかそういったものも、別 にセンターで持ってっても使える形状のもの はあるというような認識でいいのか伺います。

〇鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 前回の財産の取得で、食器の際にも御説明申し上げたかもしれませんが、現在の給食室にある調理器具類の状況を栄養教諭にヒアリングしたことがございます。そうした中で、状態がいいものがなかなかなくて、傷んだ際にどんどん今は限られた予算の中で充当しているという状況の説明がございましたので、自校の給食室から共同調理場の中に移設するという考えは現在、持っておりません。

- **〇鈴木長良委員長** ほかに質疑ありませんか。 カークランド委員。
- **〇カークランド陽子委員** こちらは、以前給 食センターの総事業費、発表された39億 2,000万円の中に含まれているものでしょう か。
- 〇鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。
- **○菅野裕也学校給食課長** 概算で当時は見積 もってございますが、含んでおります。
- ○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
 〔発言する者なし〕
- **〇鈴木長良委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第45号議案 財産の取得について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、学校給食センター化に伴いましてまな板、ざるなど2,229点もの調理器具を新しくしていくというために1,661万円の

承認を求める内容かと思います。

質疑でも明らかになっておりますが、やはり使えるざるも含めて使っていくということは、リサイクル、サステーナブルの社会と反する状況があるかと思います。そうしたものを、しっかり使えるものは使っていくという検証がなされていない中での新しいものを変えていくというところになりますので、やはりそこは、反するものであると思います。

また、プラスこの給食センターの建設計画は、当初から二転三転しておりまして、現在では受入施設の計画が夏休み中にできると議会で説明していたものが、見込みが甘くて、結局、夏休み中では工事が終わらず、給食不可となる学校が生じております。千郷中学校では、人力で給食を2階まで運ぶとか、あと東陽小学校は鳳来中学校まで食べに行くとか、さらに、給食不可の学校がプラスアルファされて、東郷東小学校も新たに追加されて、その影響が作手中学校の生徒が作手小学校まで食べに行くという状況になっております。

こういったずさんな計画を進めてはならないと、私は子どものこと、親御さんのことを考えれば思いますので、やはり、そこの状況を進めるこういった器具は、一旦中止をすべきだと思って、反対といたします。

以上です。

- 〇鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。 中西委員。
- **〇中西宏彰委員** 私は、第45号議案 財産の 取得に対して、賛成の立場で討論させていた だきます。

今、浅尾委員がおっしゃられたことも、物を大切に使うということは本当に大事ではありますけれども、半年後に迫った共同調理場のオープンに合わせて、先ほど説明いただきましたけど、やはり時代とともにこういった調理用具も進歩してると思いますし、そのような新しい設備の中で、それに見合ったもので対応するという考え方は理解させていただ

きます。

いずれにしても、この新城の将来を担っていく子どもたちが、そしてまた、子どもたちの成長を助けていただける教職員の皆様方が食していただいていることでありますので、安全安心に間違いない給食提供をしていただくための必要な共同調理場における用具でありますので、そのようなことで私は賛成とさせていただきます。

以上です。

- ○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより第45号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

第45号議案は、原案のとおり可決すること に賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、第45号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この後、請願審査のため暫時休憩します。

休 憩 午後2時27分 再 開 午後2時35分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き 続き、会議を開きます。

請願者、学校給食を考える新城市民の会から提出をされました小中学校給食の無償化等を求める請願書を議題とします。

本日は、参考人として、学校給食を考える 新城市民の会共同代表、浅尾えいこさん、補 助者として森田公代さんの御出席を得ており ます。

また、説明のため、紹介議員として、浅尾

洋平議員の出席も得ておりますので、あわせ て御報告いたします。

この際、委員長として、私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、厚生 文教委員会の請願審査に御出席いただきまし て、誠にありがとうございます。委員会を代 表いたしまして心より感謝を申し上げますと ともに、どうか忌憚のない御意見をお述べい ただきますよう、よろしくお願いを申し上げ ます。

それでは、早速ですが、議事の順序について申し上げます。初めに、参考人から請願に関しての御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、浅尾えいこさん、よろしくお願いいたします。

浅尾えいこさん。

○浅尾えいこ参考人 今日はお忙しいところ、 本当に厚生文教委員会の皆さん、ありがとう ございます

じゃあ、趣旨をちょっと述べさせていただきます。

新城市議会議長、長田共永さんへということで、令和6年2月15日に、私たちは議会事務局へこの請願書を提出いたしました。請願の代表として、学校給食を考える新城市民の会、住所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。請願共同代表は白頭民子、森田公代、浅尾えいこ、紹介議員が浅尾洋平市議会議員ということであります。

今日は森田公代と浅尾えいこの2人が出席しています。

じゃあ、小中学校給食の無償化などを求める請願書ということで、請願の趣旨を読ませていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済 の低迷、物価高騰のもと給料は上がらず市民 生活が大変です。それらの影響を受ける子育 て世帯への支援が切実に求められています。 今こそ学校給食の果たす役割が重要になっています。「義務教育は、これを無償とする」 (法第26条)の原則に照らせば、学校給食は「学校教育の一環」であり文部科学省、食に関する指導の手引きを見ても、2007年の「学校教育における食育の推進を図る」この目的も学校給食法があり、当然、無償化されるべきものです。

文部科学省の調査では、全国4分の1の市町村で、少子化や子育て支援を目的に給食費の引下げや無償化が実施されています。東三河では、豊根村が令和2年度から学校給食の無償化を完全実施しています。東栄町も新年度から一部無償というのを聞いています。

また、新城市議会の市への予算要望、小中学校の給食費無償化、有機野菜での給食の実現、地元農家との契約で農業振興につなげることなどが記されています。それは厚生文教委員会の皆さんが、出していただいたということも、本当にありがとうございます。大変評価するものです。

しかし、こうした要望を実際に実現するためには、国の責任によるサポートが重要だと 考えます。

以下で、請願内容を新城市議会におきまして審議の上、ぜひ、実現の方向で国や担当省に検証、または要望書として提出していただくことを求めます。ぜひお願いします。

請願の項目3つあるんですけど、1つは、 やっぱり国に、小中学生の学校給食費無料化 を実現するよう、要望してください。

2つ目には、国にやはり有機野菜を、こども園と小中学校給食へ導入すること。子どもたちに本当に安心安全な学校給食を提供するように要望してください。

3つ目は、国にこども園、小中学校の給食 食材については、地元産を最大限取り入れて 地産地消、市内農家さんとかJAなどの各団 体の人たちと話し合ったり、組織と連携して 各地域での1次産業の農業を、本当に農業で 生活できるように守っていただくよう要望し てください。

この3つをぜひお願いしたいと思って請願書を出しました。

先日も、小学校の子どもさんと、中学生の子どもさんを育てるお母さんから、浅尾さん、と「小学生は月4,800円、それから、中学生は5,500円、要るんだよ」と。「もし、給食費の無料化してくれると本当にうれしいし、家計も助かるんだわ」という、「だから、もし実現できたらうれしいけどね」と言って、そういう声を聴きましたので、ぜひとも、負担が重いということで困ってるお母さん方が、切実な声が来てます。

ですから、ぜひ厚生文教委員会の皆さんに 御審議していただいて、無償化になるように、 もう全国でも無償化実現しているところもあ りますので、安城市はもう既にやってるそう です。よろしくお願いします。

未来の子どもたちに学校給食無償化実現を、 新城から声を上げていただければと思ってい ます。

厚生文教委員会の皆さんよろしくお願いいたします。

以上、私からです。

〇鈴木長良委員長 ありがとうございました。 以上で参考人からの説明、意見が終わりま した。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は 委員長の許可を得てから御発言ください。ま た、委員に対しては質疑をすることができま せんので御了承ください。

それでは、質疑はありませんか。 柴田委員。

〇柴田賢治郎委員 本日は、大変御苦労さま でございます。

浅尾代表に、ちょっと確認させてもらいた いということがあります。学校給食において は、過去にも未払いの話があったり、いろんなとこで議論になっておったかと思います。 その根拠として、国政のほうで、給食費は親の負担とすることということが法律に書かれているというとこがあります。

今回のこの請願は、その国政のほうでの法律を変えて、無償化に向けて歩み出すようにお願いしますということを、我々としてお願いするということでよろしいのか、確認させてください。

私たちの市のほうとして、予算措置を伴うようなものではなくて、国のほうの根本のことを解決するように働きかけてくださいということでよろしいのか、確認させてください。 〇浅尾えいこ参考人 そうですね。ぜひそういうふうにしていただければうれしいんですけど。

- ○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
 「発言する者なし」
- ○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終わりました。

引き続き、紹介議員に対する質疑に入ります。 す。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑は終了しました。

本日は、誠にありがとうございました。

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後 2 時 46分 再 開 午後 3 時 14分

〇鈴木長良委員長 休憩前に引き続き、委員 会を開きます。

これより討論を行います。 討論はありませんか。 カークランド委員。

〇カークランド陽子委員 では、小中学校給 食の無償化等を求める請願に対して趣旨採択 の立場で討論させていただきます。

給食費に関しては、私のところにも、そして、教育関係者のところにも、実は自分で保護者の方から「給食、自分で食べたものは自分で払うものだ、当たり前だ」というお声がたくさん寄せられました。委員会のほうで、要望は出していたのですが、そういった声を踏まえるとやはり少し見直した方がいいのかなという気持ちもしております。

さらに、下江市長は、もうマニフェストの中で無償化をうたっておりますが、その目的が明確にされておりません。少子化の研究をされている有識者によりますと、所得の低い、特に男性が結婚しない傾向にあって、所得の低さが少子化の大きな原因だと考えられるということでした。

政府は子育て支援金捻出のための増税を発表しており、それは結婚できずにいる低所得者の方にも重くのしかかることになり、ますます少子化を加速させさせることになりかねず、無償化、税金化の目的が少子化対策だとすれば本末転倒だと言わざるを得ません。

一方で、第2子、第3子などには一定の補助などすることによって1人でなく2人3人と産んでいただけるようなことは必要なのかなと考えております。

有機農業に関しましても、今、国はみどりの食料システム戦略ということで戦略をしておりまして、あとは市がやるかどうか、そういうところになっているのかなと、実際感じております。

ということで趣旨採択とさせていただきたいと思います。

- 〇鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。 柴田委員。
- ○柴田賢治郎委員 小中学校給食の無償化等 を求める請願書に対し、採択の立場で討論を

行いたいと思います。

学校給食法の第11条第2項には、「前項に 規定する経費以外の学校給食に要する経費 (以下「学校給食費」という。)、は学校給 食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とす る」とあります。さきに今までの討論の中で も、義務教育は無償化だという話もある中で、 その文面が、我々親のほうの負担というのを 求めてる、そのことに対して、今、趣旨採択 された議員も、その思いの中で今まで子育て されてきた、その経緯が残ってるのかなとは 思います。

ただ、そのように、元をただせば、義務教育である以上は、無償化に対して何ら問題がありません。そして、賃金の問題をここで混同すること自体は、私は状況が違うと思います。過去にもベースアップ等賃金が上がらない中でもこのような給食の問題も上がってきておりましたし、それはタイミングが違う中での話だと思っております。

それゆえ、今、趣旨に対しては、国に対する働きかけをして、今まで長くに、義務教育は給食費を無料だということの議論に対してしっかりと答えを出してもらう、それに働きかけをするべきだと思っております。

また、その上で、2項、3項における有機 農業も、紹介議員からの話もありました。 我々が今までした議論の中で、それに寄り添った形での文面となっております。

そのことを踏まえて、本請願は採択し、 我々の予算要望に対しても責任を持つ、その ようなことが必要であると思い、採択といた したいと思います。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

〇鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をいたします。

趣旨採択及び採択の討論がありますので、

起立により採決します。

初めに、本請願を趣旨採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇鈴木長良委員長 起立少数と認めます。

次に、本請願を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

次の請願まで、暫時休憩します。

休憩 午後3時19分

再 開 午後3時22分

〇鈴木長良委員長 休憩前に引き続き、会議 を開きます。

請願者、新城横川の未来を考える会から提 出をされました、これ以上の産業用太陽光発 電施設を望まない宣言の請願書を議題としま す

本日は、参考人として、新城横川の未来を 考える会代表、星洋輔さんの出席を得ており ます。

また、説明のため、紹介議員としてカークランド陽子議員、今泉吉孝議員の出席を得ておりますので、あわせて御報告します。

この際、委員長のほうから一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず厚 生文教委員会の請願審査のため御出席をいた だきまして、誠にありがとうございます。委 員会を代表いたしまして心より御礼を申し上 げますとともに、どうか忌憚のない御意見を お述べいただきますよう、よろしくお願いを 申し上げます。

それでは、早速でありますが、議事の順序

について申し上げます。

初めに、参考人からの請願に関しての説明 や御意見を述べていただき、その後、委員か らの質疑にお答えいただくよう、お願いいた します。

それでは、星洋輔さん、よろしくお願いい たします。

星さん。

○星 洋輔参考人 お時間いただきありがと うございます。横川地区で、家族で有機農業 を営んでいます星と申します。新城市民にな ってまだ18年ですけども、地域に根差した農 業をやっております。

今回、この請願書を出させていただきまして、請願の趣旨を読み上げさせていただきます。

新城市では、平成24年に、太陽光・水力・バイオマスなどの地域資源を利用した再生可能エネルギーを早期に、かつ飛躍的に普及し、持続可能で豊かな社会への転換を目指すためとして、新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例を定めており、その目的を「地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与すること」としている。

本市では、その後、発電出力20キロワット 以上の中型から大型の太陽光発電施設が激増 し、現在では、経済産業省が公表している資 料によると、昨年12月末日時点で338か所も の太陽光発電施設が新城市内に存在しており、 太陽光パネルが張り巡らされている光景があ ちらこちらで目につくようになってきた。

これに伴い、近隣トラブルや景観悪化・赤 土流出などの困惑の声も多く聞こえてくるよ うになり、とても地域社会の持続的な発展に 寄与しているとは言い難い状況となっていま す。

このような状況を受け、本市でも昨年条例 の見直しを行い、計画地周辺住民への説明や 告知などの強化など行ったと認識しています が、問題の本質改善に至っていない。

福島県大玉村では、令和元年6月に、みどり豊かな自然環境、優れた景観を保護保全するとの基本理念と著しく調和を欠くと思われる大規模太陽光発電施設の設置を望まないことを宣言、同年12月には、大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例を施行しました。

また、令和5年8月には、福島県福島市長が、メガソーラー発電計画には、市民と連携し、実現しないよう強く働きかけていくとして、ノーモア メガソーラー宣言を行った。

新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例第3条にも、「地域に存在する再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用されるものとします」とあり、現在市内で増え続ける産業用太陽光発電施設は、これを満たしているとは言い難い。新城市民の健康と生命と財産を守るため、また先人から受け継いだ新城市の豊かな自然を責任を持って次世代に引き継ぐためにも、本市でもさらに一歩踏み込んだ対応を取るべきと考え、以下、請願する。

請願の内容は、新城市でも、大玉村や福島市のように、これ以上、新城市には、産業用太陽光発電施設は望まない旨の宣言をすることであります。

背景です。

多分、議員の皆さんも各地でパネルがどん どんつくられているので、住民の方からいろ いろ苦情というか、相談がかなり入っている と思いますけども、横川地区の現状について 申し上げますと、大体6年か7年前に1回、 かなり大規模な開発がありました。それで1 軒の家が、2面パネルに囲まれてしまって、 かなり健康被害が出ました。それで、ペット の毛が抜けるとか、ちょっと体調を崩したり とかされて、2階はかなり暑くなる。そうい うことがあってかなりもめたんです。裁判ま でなったんです、御存じかと思いますけども。 それで、その後、1回、そのときは、開発 の、何ていうのかな、やりますよということ は住民に全く知らされてませんでした。道を はさんだ隣地の方にも、説明会の義務はない ということで、全く知らずに気づいたら、工 事が始まってたという状況であったと思いま す。

かなりもめまして、公民館でいろいろ、その後、つくられた後に、いろいろ公民館で話合いもありまして、そのときに議員さんも来てくれたと記憶していますけれども、そのときに言われたことは、「あんたが、このパネルのところの農地を借りて農業やってりゃよかったね」と言われたんですけども、もうできちゃったら遅かった。

〔不規則発言あり〕

O星 洋輔参考人 いやどうだったか、ちょっとその当時、記憶が定かじゃないんですけ

そんなことがありまして、結局その方の家 は、今、奥さんと娘さんはもう出ていっちゃ って、旦那さん1人残ってますけども、組と の関わりは全く絶っております。その方も、 去年になってちょっと体調を崩されて今、入 院していると。パネルによる犠牲者と横川で は言われているんですが、そんなことが6年、 7年前にあったので、これ以上はないだろう と僕もちょっと油断してたというか、何とな く過ごしていたときに、その6年7年前にも うちょっと危機感を持って動いていればよか ったんですが、また、去年か一昨年ぐらいに、 横川の下組って宮貝津というとこですけども、 その栗畑の2反のところを、大規模に444枚 のパネルを設置するという計画が立ち上がり まして、説明会が、今回は区長の計らいで、 全住民に説明会が開かれましたが、今年のそ れが1月13日ですけれども、着工日は4月な んです。

だから、もうそれは結局、つくる、建設ありきの説明会であって、そこで、住民が幾ら 反対とかどうこう言っても、業者にとっては、 何ていうのかな、意に介さないといいますか、「はいはい」っていう感じで流されまして、何とか止めたいと思って、議員さんに相談したり、地域住民の署名を集めたりしましたが、約半数の地域住民の、戸数でいうとですね、半数の方が反対であるにもかかわらず、その2年前にも、既に地権者とパネルの業者の間で売買契約を結んでいると、もうそれを覆すことはできないと言われまして、結局、つくられることになっております。

市のガイドラインなど見ますと、業者はやっぱり計画の初期段階から、地域住民と積極的にコミュニケーションを取って、こういうことをやりたいんだけどということを言うことが求められているにもかかわらず、全くそういうコミュニケーションは取られていません、業者にもよるのかもしれませんけども。

問題は、今回その土地が浜松の業者に売られるんですね。今までは貸してたんですけども、業者に。だから何年後かにはその地権者に返ってくるんですが、今回からは、もう浜松の業者が買うと。ちょっとフェーズが変わってきていて、今まで私たちが集落を維持するのに、草刈りだとかお祭りだとか、お役に出て林道整備とかして維持してきたところに、ぽっとほかの業者が入ってくる。今度5月から着工するのは広島の業者です。広島、神戸、名古屋、浜松、もう市外県外から来てる業者がその土地を買って、もう買ったらあとは好きにやっていいですよね。そういう状況が新城市の中でどんどんどんどん増えていると。そういう現状が今あります。

地権者の方とお話ししたときに、「パネルの何がそんなに悪いの」と言われましたけども、やはり、景観の問題がまず第一。それからパネルに使われている有害金属とか重金属の問題。それから、30年使うと、30年設置すると業者は言ってますけども、その30年たった後に、その業者がちゃんと撤去するのか、またリサイクルして、そこにまたパネルをつ

くるのか、聞きましたけども確約はない。転 売する可能性もある。そういう施設が隣にで きたとこに、住民は住みたいとは思わない。 私も正直これ以上広がるならば、引っ越しも 考えようかなと思っております。

作手での風力発電もそうなんですけども、本当にもうあれが建ったら引っ越そうかと考えてるという人が結構います。そういうことも考えて、今後、新城市としてどのような再生エネルギーを普及していけばいいのかというのを、ちょっと考え直す時期に来ているんじゃないかと思っております。

私も個人的な話ですけども、これから横川で農業をやりながら研修生を受け入れたり、 民泊をやったりとかしていこうかと思ってたんですが、もうパネルが張り巡らされたとこに都会から人が来たいかなという、ちょっと山村に癒やしを求めたり、休暇で来るわけなのに、もう横川は本当に、横川発電所になりつつあって、そういうところに来たい人がいるのかなとちょっと思ってしまっています。

新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例というのも読ませていただきましたけれども、これを見ると、これ震災の次の年に制定されてるんですけど、事業者はやっぱり市内想定されてるんですよ。市とその業者と住民が連携して、その地域に地域経済の活性化や地域が主体となって地域社会の持続的な発展のために再生エネルギーを広げていきましょうということなんですけども、今の現状は全くそぐわない、その条例に。

だから、これを許可している農業委員会とか環境政策課とか、申請通っちゃってるのがおかしいんですよ、これ。地域の主体が取り組んでいる事業じゃないのに、広島とか神戸とか浜松から業者が来て、全く地域貢献もしない。ただ、たしかあそこ2反で270万円ぐらい、年間、売電価格があるらしいんですけども、そういうのが1個も地域には還元されず、ただ、地権者の幾らもらったか知りませ

んけども地権者の方にお金が入って、それで終わりというか。地域住民にとっては全くメリットのない開発がどんどん進んでおります。自然を壊しますよね。

そして、今、カークランドさんに調べても らって、市内で今800以上つくられてるそう なんですけどもね、こういう大規模、中規模 の発電所が。こういうのが地域の方が主体と なって、再生エネルギーを広げたいという思 いでやってる計画がどれだけあるのか。本当 に、当初の、この平成24年12月に制定された 条例とかなりかけ離れた現状になっているこ とを踏まえて、請願にありましたように、も う少し踏み込んだ規制というか、ソーラーパ ネルや再生可能エネルギーの在り方を検討し ていただきたいと思って請願いたしました。

本当に業者もピンキリと言われてまして、 業者の質が私はちょっと大丈夫かなと思いましたけども、住民をね、何ていうか、こっちはもう申請通ってるから、何を言われようが意に介さないといいますか、住民を、愚弄してるというか、そういう態度もありますし、地域貢献をしようという意識は全くありません。もう区費とか払ってほしいぐらいですけども、そういうこともできない。撤去するという確約もない。そのまま廃棄されるのか、産廃業者がまた入ってくるのかも分からない。そういう状態に今なっております。多分皆さんのところにも、地域住民からいろと相談が来ていると思います。

この請願書にもありましたけども、やっぱり東日本大震災の後に、再エネを広げていかなきゃいけないねということは分かるんですが、この当初の市の理念や目的とかけ離れた開発がどんどん広がっているという状況を何とか変えていただきたいと思っております。

この景観が著しく壊され、開発によって、 熱海の土石流のような自然災害が起こる前に 何とか手を打ったほうがいいんじゃないかと 思っています。 それで、やっぱりどんどん増えてきてしまった反省を踏まえて、もうこれ以上の大規模 産業パネルを規制するという方向に何とかな らないものかと思って、今日参りました。

結構、全国でも、200以上の市町村で、規制をかける宣言が出されています。福島県大玉村や長野県白馬村、辰野町、富士見町、結構やっぱりそれ、各地で問題になっていて、それを何とかしたいということで、各市町村で条例が出ておりますので、これ以上の何か無差別、無分別、無節操なパネル開発に歯止めをかけていただきたく、今日、請願しに参りました。

以上です。

○鈴木長良委員長 ありがとうございました。 以上で、参考人からの説明、意見が終わり ました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は 委員長の許可を得てから御発言ください。ま た、委員に対しては質疑をすることができま せんので御了承願いたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

〇山田辰也委員 今日、御出席ありがとうご ざいます。

星さんが、神奈川県のほうですか、向こうから移住してきて、新城市でこの住みやすくて環境がとってもいいところだと申されておったんですが、来てみたいらとんでもないとこだと。

まず、現状はお聞きして十分理解できます。 まず現状、市は止めれない、条例はもう通っ ちゃって、ここは業者もそれを盾に取って進 めてると思うんですけど、同じような被害が 出ない、第2、第3の被害者を出さないよう に、そういう目的でこちらに来られたと思い ますが、一番望むことは、先ほど言った、市 長がちゃんとした声明を出してほしいという こと、そのことなんでしょうか。それとも、 条例を厳しくしてほしいのか、これはどの点 について一番、星さんが望んでいることでし ょうか。

〇鈴木長良委員長 星洋輔さん。

○星 洋輔参考人 この請願に書いてあると おりなんですけども、まずは、宣言を出して もらって、私ちょっと詳しくないんですけど、 その後、宣言出してから条例になるのか、そ の順序がちょっと分からないんですが。

まずは、宣言を出してもらって、それで、そのときに市長が関わるんですか。

市長に宣言してもらって、もう新城市はこういう宣言でやりますと、内外に示してもらうことが業者にも歯止めになると思うんですよ。今ゆるゆるになってると思うんですよね。新城市狙われてますよ、正直。

以上です。

- 〇鈴木長良委員長 ほかに質疑ありますか。 中西委員。
- **〇中西宏彰委員** この新城横川の未来を考える会というものは、いつ設立されて、会の方って何名ぐらいおみえになるんですか、その辺、詳細を教えていただければ。
- 〇鈴木長良委員長 星洋輔さん。
- ○星 洋輔参考人 この会は、今回のパネルの計画が立って、説明会が全戸に周知された時点で、これ以上つくりたくないなと思っている横川の住民でつくりましたけども、私を入れて5名ほどです。

署名を集めたり、連絡取り合って、次の説明会ではどうしようかなとか、そういう話合いをしてきた段階です。

- 〇鈴木長良委員長 中西委員。
- **〇中西宏彰委員** 今年の初めの1月の説明会 のときということでよろしいですか。
- 〇鈴木長良委員長 星洋輔さん。
- **○星 洋輔参考人** そうですね。設立というか、今年の1月13日に説明会があると言われたので、その前ですね正式には、何日にとい

うのはちょっと決まってませんけど。

- 〇鈴木長良委員長 中西宏彰委員。
- ○中西宏彰委員 新城市の太陽光の設置条例のほうを読まれて、それで止めたいというのか、そのような確認で今回動かれたのか、その辺は承知の上で当然動いておられるのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

設置条例というものがありますので、それを熟読してというか、それを基に止めれる、 止めたいということで、今回そういった会を つくられて、このような請願に至ったんですか。

- 〇鈴木長良委員長 星洋輔さん。
- ○星 洋輔参考人 ええ、止めたいと思いましたけども、その市の条例を読んでも止める手だてはないというか、環境政策課に行っても、「止める手だてはない」と。「もし止めたければあなたが土地を買ってください」と言われましたけども、もうその時点で売買契約結ばれてたんで、もう買うこともできない、何もできない状態でした。

以上です。

- **〇鈴木長良委員長** 中西宏彰委員。
- ○中西宏彰委員 今、国のほうでは、原子力 発電が一応停まってるという状態ですけど、 そのことについて、原子力発電についてのお 考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- 〇鈴木長良委員長 星洋輔さん。
- ○星 洋輔参考人 原子力発電はもう破綻しています。一応、国は最初にあれが再生できるという前提で始めましたけども、六ケ所村で1回使ったエネルギーをもう1回、六ケ所村で再処理して使うという計画でしたけども、六ケ所村は1個も動いてないです。だから結局、原子力発電使えば使うほどごみがたまる、そのごみの処理も決まってない。ぶっちゃけ、まだ使い続けるんかというね、岸田さんがまた使うって方向転換しましたけども、今後それをどう使い続けるのという疑問しかないん

ですけど。

かといって、太陽光がこれ以上広がるということも望まない。じゃあどうするんだということを、これからやっぱ新城市民みんなで 考えていかなきゃいかんと思っております。 以上です。

〇鈴木長良委員長 中西委員。

〇中西宏彰委員 すいません。今の星さんのお話ですと、原子力の再開は当然望まないということで、そのようなお考えだと思いますのと、私の地域でも横川だけじゃなくて、本当に太陽光増えております。

そういった状況の中で、やはり星さんのように頑張って、地元の、私は新城の八名ですけど、もう農振地域で一生懸命やりたいと思っても、なかなかそれが現実的に難しい、土地もただであげてもいいからもらってほしいなんてこともあったり、やっぱりいろいろ相続について、やはり今、非常に厳しい岐路に立ってると思います。

そういったとこで、農業をやりたくてもなかなか農業で食べていけれない。そして、土地も相続するにもなかなか難しい状況が地域にもかなりの方が見えてるんですけど、その辺のことについて、どのように、星さんはお考えか。

どこも苦労とか悩みは一緒かと思いますけど、今回のこれ以上望まないということになると、やっぱり今、国のほうでも、再生エネルギーを推進してるということありますので、その辺についての個人の土地の問題もありますので、そういったことについて、いかがお考えでしょうか。

〇鈴木長良委員長 星洋輔さん。

○星 洋輔参考人 そうですね、今回、計画 のある地権者の方も、80歳を超えてもう管理 ができないと。もう自分がボケる前に施設に 入る前に処分したいという意向でしたので、 そういう意見が増えておるのは承知しており ますけど、その方も草ぼうぼうにするよりは

パネルのほうがいいっておっしゃいましたけども、私としては草ぼうぼうのほうがまだいいと。パネルにしちゃったらもう農地には戻らないわけで、これから食料、足りなくなったときに、農地にしておかないと食料が困りますよね。

そういうことだったら、もう新城市として、 もう例えば、エネルギー公社をつくるなり、 もう新城市がエネルギーも食料も自給するま ちを目指したりして、エネルギーも市でつく ればいいと思うんですけど、今、業者にどん どん乗っ取られて、新城市の土地がどんどん よその業者に買い占められちゃってる状況だ と思うんですけど、それでいいのかなって思 ってますけど。

私がもうちょっとね、その方も私に、「あんたがもう、やってくれりゃいいわ」って言ってくれりゃよかったんですけど、業者に、これのお金で、これだけなるよって言われたらそっちに行っちゃったような感じなんですけど。その隣の土地は、私に声かけてくださって、「あんた買わんか」って言ってくれたんで何とか買いましたけど、これからそういう土地ばっかになってくるんで、本当に悩ましいです。

だから、本当に地域の人が話し合って、話 し合って太陽光にするというならそれはそれ でいいと思うんですよ。でも、反対住民が半 数もいるのに、太陽光が広がってっちゃった ら、もうなんか住みにくくないですか。

以上です。

- ○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** 今日は本当にありがとうございます。

内容のほうも見させていただきまして、本 当に新城市で太陽光パネルが、山も含めてベ タベタに設置されて、しかもそこで、今、豪 雨災害も含めて、側溝がちゃんとやられてな いものですから、もう土砂が下まで来てると いうふうなところも、あちこち市民の方から私も聞いております。

そういった中で、こういった太陽光のメガ のものはもうやめてほしい。もう本当、十分、 話も分かります。

あと、山のそういった災害時のときのパネルが飛んじゃってたとか、そういったところも、本当に新城市内でも大丈夫かなというふうなところを多々見て、私も思っています。

そういう中での請願書ということで、非常に理解もしますし、賛同できるところは十分あるという形で、質疑はさせていただいていこうかなと思うんですが、ただ、この請願書を見ますと、これ以上、新城市には産業用太陽光発電の設置は望まないという宣言してほしいということだと思いますが、こちらのほうは、やっぱり産業用のものは駄目だということを言ってほしいという内容でいいのか、改めて伺います。

- 〇鈴木長良委員長 星洋輔さん。
- **○星 洋輔参考人** そうですね、産業用の発 電所は、これ以上、設置しないでほしいとい う請願です。
- 〇鈴木長良委員長 浅尾委員。
- ○浅尾洋平委員 産業用の設置は望まないという宣言ということでありますが、産業用というと、確か10キロワット以上のものになるというふうな考えだと、僕の認識ですけどそういうことでいいですか。
- 〇鈴木長良委員長 星洋輔さん。
- **○星 洋輔参考人** はい、そうですね。大規模な発電施設は望まないということです。
- 〇鈴木長良委員長 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** あの産業といったら10キロ 以上ということなので、10キロ以上のものは 駄目だということを宣言してほしいというこ とだということで理解いたしました。

そういうことで、じゃあ宣言をこのように しようと、私自身も思う気持ちもあるんです が、それをした場合、例えば10キロワット以 上では建てられないよという市内のお触れになっていくという抑止力でね、なっていく宣言になるかと思うんですが、その中で、もちろん先ほど言ったように、このメガのベタになって被害を被るというのは僕も理解しますし、それ絶対あってはならんし、対策を取りたいという思いはあるんですが、その中でも、例えば、地域とかの合意を得た上で、大野田区だったら大野田区までやっていこうというそういった地域合意をしたような場合の産業のパネルをしようとした場合も、これの宣言するということになると、却下となるように論立てでは見えるんですが、そこら辺の認識はどうなんですか。

- 〇鈴木長良委員長 星洋輔さん。
- ○星 洋輔参考人 そうですよね、だから、 この新城市の推進条例では、地域の方が主体 となって取り組むということになってるんで すけども、今現状そういう取組というのは全 くないと思うんですが、例えば、そういう地 域で合意して、太陽光をつくろうという動き になったときに、この請願があるとつくれな くなっちゃうよってことですよね。
- 〇鈴木長良委員長 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** ちょっと、逆質問はできないんですが、すいません。質問の意図があれですけど。つまり、そういうことが起きやしないかということです。

たしか、この新城市の今、再生可能のこの 推進条例というのは、今、私が例に挙げた地 域住民が一体となっていいよと、推進してい こう、発電したものは地域に還元しようとい う趣旨の推進の条例と私は理解してまして、 風力だとか、企業がやるメガソーラー、今一 般に言われる、またあとは中部電力のドデカ い風力やるものに関しては、この適用外だと、 推進条例の中では、というような認識が私の 中ではあるもんですから、先日の一般質問の カークランド委員の質問の中でも、そこら辺 は推進条例とは別物だと、利益の優先をする 中部電力がやるものは、ここに当てはまらな いというような答弁があったと、私はそのと き認識したもんですから、そこら辺が違うの かなとちょっと思って、そこら辺の質疑をさ せてもらったんですが。

ただ、単純に言えば、今回のこの宣言する 場合に、産業用の10キロワット以上の施設は 望まないという趣旨を宣言した場合、そうい ったものも排除になる、例えば、別の例で言 いますと、企業があります、大企業で。そこ の倉庫の上の屋根に10キロワット以上のパネ ルをつけたいと企業が思った場合、それは再 生可能エネルギーを推進する意味、また発電 した場合の自家消費、企業を回すための、そ ういったものも含めてパネルを立てたいと思 った場合、この宣言があった場合、それは立 てられないとなるのかどうかというところが、 非常に齟齬が、私、心配してまして、今、資 本主義ですので、土地の利活用というのは、 私有財産権に関わる土地の問題の利用という のもあるもんですから、そこもやっぱり尊重 しなければならないという状況で、この宣言 した場合、そこら辺の齟齬で、逆にこの訴訟 トラブルで、行政だとか市議会が訴えられる とかそういったものはないのかということで ちょっと整合性、教えていただければと思い

○鈴木長良委員長 星洋輔さん。

○星 洋輔参考人 そうですね、福島県の宣言でも全て否定するわけじゃないんですよ。 住民が、福島県のメガソーラー、ノーモアメガソーラー宣言を読んでもらうと、再エネは推進していかなきゃいけないんだけど、これ以上景観を壊したり、自然災害を起こす危険のある開発は望まないということなんですよね。

だから、その工場で、工場の屋根につける というのと、また今、横川地区でつくられて るということはまたちょっと違うことになっ てきちゃうんですけど、それがこの請願の中 に齟齬が出てきちゃうということなんでしょ うけど、何て答えればいいんですかね、これ。

大規模な発電、ちょっと答えに窮していますけど、そうですね、やっぱり、住民の理解を得て開発してほしいというか、住民の反対があるのに開発はしないでほしいという、ただそれだけです。

以上です。

〇鈴木長良委員長 浅尾委員。

〇浅尾洋平委員 分かりました。

ちょっと、私、論立てで聞きたかったというだけなので、意地悪して質疑というわけじゃないので、そこは御理解いただければと思います。

これ、もちろん僕も問題なければ宣言して 止めていきたいという気持ちは十分あるとい う中であれなんですけど、そこら辺の合意は できたものはいいよというところでよかった なと思うんですが、そこら辺がこの請願書の 内容の中ではちょっと酌み取れないというか、 そこの文章がないもんですから、内容も10キ ロワット以上の産業用太陽光発電は望まない という文言だけに収れんされていくもんです から、そこら辺でどう考えればいいのかなと 思ってちょっとお聞きしたということであり ます。

あと、私の知識っていうだけなんですが、 たしかメガソーラーだとかという危険性含め て、こういった宣言してるところは、ガイド ラインであったりとか、景観を次世代に守り 継ぐための太陽光発電の設置に対するガイド ラインと、これは福島市のことでありますが、 そういうふうなものもメニューとしてあると いうことだと思います。

大玉村のほうでも、調べてみると景観条例 があるわけです。ですから、新城市のほうは 景観条例ない状況です。ですから、このパネ ルの景観について縛るような、ハードルを上 げるような条例が今ない中で、この宣言をし たときに、それを宣言したはいいけれども、 じゃあそれを縛るような景観条例がうちにな いもんですから、訴訟のトラブルだとか、そ ういった対応というのが、非常に現実的な問 題難しいところがあるのかなと思って、景観 条例とのセットというのは必要ではないかな と思うんですが、これをつくったときの論立 てというか景観条例についてということ、ち ょっと考えがあったかどうか伺いたいと思い ます。

- ○鈴木長良委員長 星洋輔さん。
- **○星 洋輔参考人** そこまで考えていません。 景観条例が必要ならつくってほしいです。 以上です。
- 〇鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。 丸山委員。
- **〇丸山隆弘委員** ありがとうございます、今 日は。

先ほどお話いただいた 7、8年前でしたかね、あった件については、私が関わっておりました。はい。既に当時はもう出来上がっちゃって、完了してそこから近隣住民の方々から声が上がって、私のところへ助け舟で声が上がりました。

経過については、十分その経過を記憶して おりますけれども、そもそもその景観を、ま た、日光ですね、日についての防御、業者に 求めたり、あと境界確認をしたり、そういう 手続はしっかりとさせていただいて、その後 の結果の中で、先ほど言っていただいたよう な、そこにお住まいの方々がお1人だけ残ら れて、出て行かれたという経過までは私も承 知しております。

あと、宣言についてちょっと集中して、集中してというかそんな趣はないですけれども、 私の考え方、あくまでもここの請願の内容については、新城も、大玉村や福島市のような形で宣言をしてほしいと、要するに、そこんとこはすごく感じておったもんですから、それだけで十分かなと、私は思っておりますの で、それでよろしいでしょうか。

- 〇鈴木長良委員長 星洋輔さん。
- **O星 洋輔参考人** はい、そうです。まず第 一歩として宣言していただいて、内外にアピールしていただきたいなと思っております。
- **〇鈴木長良委員長** 丸山委員。

○丸山隆弘委員 この大玉村と福島市の関係については、今、浅尾委員もちょっと紹介していただいたような実例、それから、ここの中段に書いてあるような宣言の中身ですね、ノーモアメガソーラー宣言っていうんですね。ここが中心でありますので、宣言の中身については、私ども、もしこれがみんな全員でやりましょうということになれば、その宣言内容については、私たち議会が責任持ってつくり上げるという、こういう立場でありますので、市民の皆さんの願い、請願はしっかりと受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

以上です。

- ○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
 〔発言する者なし〕
- ○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。 以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

引き続き、紹介議員に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。 以上で、質疑は終了しました。 本日は誠にありがとうございました。

この際、暫く休憩します。

休 憩 午後 4 時08分 再 開 午後 4 時41分

〇鈴木長良委員長 休憩前に引き続き、会議 を開きます。 それでは、討論を行います。 討論はありませんか。

- 〇鈴木長良委員長 浅尾委員。
- 〇浅尾洋平委員 請願第2号のこれ以上の産業用太陽光発電施設を望まない宣言の請願書について、不採択の立場で討論に参加させていただきます。

内容のメガソーラー設置に関わる問題点や 懸念点はおっしゃるとおりであり、賛同でき るものであります。私自身も、それらの問題、 メガソーラーによる排水溝はない、また、豪 雨による災害時に土砂の山崩れを起こす危険 性、無理なソーラーの設置、景観を無視した 利益最優先のメガソーラーの設置については 深刻であり、対応しなければならないと思っ ております。

しかし、その一方で、現在、資本主義の中で私有財産権に関わる土地の利活用についても尊重するべきだと考え、安易に規制をかける宣言や条例をするということで、行政と議会、または企業、住民の間でトラブルになる危険性も一方で懸念をしております。

そのような観点で、今回、請願書を見させていただいたときに、請願内容の趣旨は、新城市でも、大玉村や福島市のようにこれ以上新城市には産業用太陽光発電施設は望まない旨の宣言をすることということであり、この表現では、今ある条例を踏まえても、例えば、企業が自社工場の大きい倉庫の屋根に太陽光パネルを載せたいと思っても、それができなくなるおそれがあります。

そういった地域住民の合意ができている再 生可能エネルギーのソーラーパネルの設置も 産業用規模だとできないというような解釈が できてしまうと思います。

新城市の景観条例が今ない中で、こうした 宣言をすることは、非常に混乱を招く必要も あるという懸念もありまして、不採択とした いと思っております。 以上です。

- ○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。 柴田委員。
- 〇柴田賢治郎委員 請願の意思である近隣トラブルを抑制する必要はあります。しかしながら、請願者の請願事項である新城市でこれ以上、新城市には産業用太陽光発電施設は望まない旨の宣言をすることは、市内全ての人に関わる内容となっております。個人の権利を規制するものにもなります。

それゆえ、請願者の開発に伴う本請願を採択するには至らず、本人の開発に伴うトラブルの抑制を市政にお願いしながらもというところを受けて、趣旨採択とし、個人の権利に及ぶ本請願は、趣旨採択をするのが望ましいと思います。

- ○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。 カークランド委員。
- **〇カークランド陽子委員** では、これ以上の 産業用太陽光発電施設を望まない宣言の請願 書に対し、採択の立場で討論させていただき ます。

請願者は、市外から引っ越してきて、農業を営んでいる若い御家族の方であり、自分の地域が太陽光発電の開発によりトラブルが生じていて、住民同士のトラブルに発展している、そういった現状を懸念して、これ以上新城市で、ほかの方の間でもそういったトラブルになってほしくない。そして、豊かな自然を守ってほしいなどの思いから出た請願であります。

そして、請願者への聞き取りの中でも発言がありましたように、新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例の基本理念、地域に根ざした主体が地域の発展に資するように活用されるものとするや、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとするなどの理念からは程遠い現状があることを懸念して出されたものです。

それらの気持ちを酌み取り、新城市の問題 解決の一歩になることを願って採択とさせて いただきます。

- ○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。
 〔発言する者なし〕
- **〇鈴木長良委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

不採択、趣旨採択及び採択の討論がありま すので、起立により採決します。

初めに、本請願を趣旨採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇鈴木長良委員長 起立少数と認めます。

次に、本請願を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇鈴木長良委員長 起立少数と認めます。

よって、本請願は不採択すべきものと決定 しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の 審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告 の作成につきましては、委員長に一任願いた いと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後4時49分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木長良